

栃木県国会等移転促進県民会議規約

(名称)

第1条 本会は、栃木県国会等移転促進県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 県民会議は、会員等の緊密な連携のもと、国会等移転の促進に向けての県民の合意形成と機運の醸成のための取組を推進するとともに、全国的見地から見て適地性を有する「栃木・福島地域」への国会等の移転を促進するための活動を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 県民会議は、会の趣旨に賛同する団体等をもって構成する。

(事業)

第4条 県民会議は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国会等移転促進のための広報・広聴活動
- (2) 国会等移転促進のための関係機関への要望活動
- (3) その他国会等の移転の促進に関する事業

(役員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 20名以内
- (3) 監事 若干名

2 役員は、総会において選任し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にあるものをもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順位に従い、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、県民会議の会計を監査する。

(顧問)

第7条 県民会議には顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(賛助会員)

第8条 県民会議には賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、本会の活動に賛同する団体及び個人とする。

3 賛助会員は、本会の活動に協力し、事業に関して、意見を述べることができる。

(会議)

第9条 県民会議の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

2 総会及び役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 幹事会は、会長の指示を受け、幹事長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、次の事項を承認し、又は議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算

- (3) 規約の変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

- 第 11 条 役員会は、会長、副会長及び監事で構成する。
- 2 役員会は、県民会議の運営に関する重要事項を協議する。

(幹事会)

- 第 12 条 幹事は、会長及び副会長の所属する団体の役職員のうちから会長が委嘱する。
- 2 幹事会に幹事の互選により選出された幹事長を置く。
 - 3 幹事会は次の事項を協議し、会長に報告する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他会務の執行に関する事項

(会議の成立及び議決)

- 第 13 条 会議は、会員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

- 第 14 条 県民会議の庶務を担当させるため、栃木県総合政策部総合政策課に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長並びに書記若干名を置く。
 - 3 事務局長は、総合政策部総合政策課長の職にある者をもって充て、事務局次長は、事務局長が指名する者をもって充てる。書記は、事務局長が任命する。

(経費)

- 第 15 条 県民会議の経費は、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。
- 2 会費の負担方法等は、毎年総会において定める。
 - 3 県民会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(決算)

- 第 16 条 会長は、毎会計年度終了後速やかに県民会議の決算を調製し、総会の認定に付さなければならない。

(委任)

- 第 17 条 この規約に定めるもののほか、県民会議の事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 8 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 平成 8 年度における会計年度の始期は、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、規約の施行日からとし、終期は、平成 9 年 3 月 31 日とする。
- 3 この規約は、平成 10 年 5 月 13 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 12 年 4 月 18 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規約は、平成 18 年 4 月 26 日から施行する。
- 9 この規約は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。